

法令条文（抜粋）

「指定再資源化製品」の定義

< 資源の有効な利用の促進に関する法律 >								
<p>第二条</p> <p>1～11（略）</p> <p>12 この法律において「指定再資源化製品」とは、製品(他の製品の部品として使用される製品を含む。)であって、それが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された後それを当該製品(他の製品の部品として使用される製品)にあっては、当該製品又は当該他の製品)の製造、加工、修理若しくは販売の事業を行う者が自主回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。以下同じ。)をすることが経済的に可能であって、その自主回収がされたものの全部又は一部の再資源化をすることが技術的及び経済的に可能であり、かつ、その再資源化をすることが当該再生資源又は再生部品の有効な利用を図る上で特に必要なものとして<u>政令で定めるもの</u>をいう。</p> <p>13（略）</p>								
< 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令 >								
<p>第六条 法第二条第十二項の政令で定める製品は、別表第六の上欄に掲げるとおりする。</p> <p>(別表第六)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> <p>一 パーソナルコンピュータ(重量が一キログラム以下のものを除く。以下この項において同じ。)</p> </td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> <p>その事業年度におけるパーソナルコンピュータの生産台数又は自ら輸入パーソナルコンピュータの販売台数が一万台以上であること。</p> </td> <td style="width: 33%; padding: 5px; text-align: center;"> <p>産業構造審議会及び中央環境審議会</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>二 密閉型蓄電池(密閉型鉛蓄電池、密閉型アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池いう。以下この項において同じ。)</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p>その事業年度における密閉型蓄電池の生産量又は自ら輸入した密閉型蓄電池の販売量が二百万個以上であること。</p> </td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"> <p>産業構造審議会及び中央環境審議会</p> </td> </tr> </table>			<p>一 パーソナルコンピュータ(重量が一キログラム以下のものを除く。以下この項において同じ。)</p>	<p>その事業年度におけるパーソナルコンピュータの生産台数又は自ら輸入パーソナルコンピュータの販売台数が一万台以上であること。</p>	<p>産業構造審議会及び中央環境審議会</p>	<p>二 密閉型蓄電池(密閉型鉛蓄電池、密閉型アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池いう。以下この項において同じ。)</p>	<p>その事業年度における密閉型蓄電池の生産量又は自ら輸入した密閉型蓄電池の販売量が二百万個以上であること。</p>	<p>産業構造審議会及び中央環境審議会</p>
<p>一 パーソナルコンピュータ(重量が一キログラム以下のものを除く。以下この項において同じ。)</p>	<p>その事業年度におけるパーソナルコンピュータの生産台数又は自ら輸入パーソナルコンピュータの販売台数が一万台以上であること。</p>	<p>産業構造審議会及び中央環境審議会</p>						
<p>二 密閉型蓄電池(密閉型鉛蓄電池、密閉型アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池いう。以下この項において同じ。)</p>	<p>その事業年度における密閉型蓄電池の生産量又は自ら輸入した密閉型蓄電池の販売量が二百万個以上であること。</p>	<p>産業構造審議会及び中央環境審議会</p>						

指定再資源化事業者の判断の基準となるべき事項

< 資源の有効な利用の促進に関する法律 >

第二十六条 主務大臣は、指定再資源化製品に係る再生資源又は再生部品の利用を促進するため、主務省令で、次に掲げる事項に関し、指定再資源化製品の製造、加工、修理又は販売の事業を行う者(指定再資源化製品を部品として使用する政令で定める製品の製造、加工、修理又は販売の事業を行う者を含む。以下「指定再資源化事業者」という。)の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

- 一 使用済指定再資源化製品(指定再資源化製品が一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものをいう。以下同じ。)の自主回収の実効の確保その他実施方法に関する事項
- 二 使用済指定再資源化製品の再資源化の目標に関する事項及び実施方法に関する事項
- 三 使用済指定再資源化製品について市町村から引取りを求められた場合における引取りの実施、引取りの方法その他市町村との連携に関する事項
- 四 その他自主回収及び再資源化の実施に関し必要な事項

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該使用済指定再資源化製品に係る自主回収及び再資源化の状況、再資源化に関する技術水準、市町村が行う収集及び処分の状況その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

< 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令 >

第十九条 法第二十六条第一項の政令で定める製品は、別表第八の上欄に掲げるとおりとする。

(別表第八)

一 電源装置	一千台	産業構造審議会及び中央環境審議会
二 電動工具	一万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
三 誘導灯	一万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
四 火災警報装置	一千台	産業構造審議会及び中央環境審議会
五 防犯警報装置	一万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
六 自転車	一千台	産業構造審議会及び中央環境審議会
七 車いす	一千台	産業構造審議会及び中央環境審議会
八 パーソナルコンピュータ	一万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
九 プリンター	一万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
十 携帯用データ収集装置	一万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
十一 コードレスホン	二千台	産業構造審議会及び中央環境審議会
十二 ファクシミリ装置	五千台	産業構造審議会及び中央環境審議会
十三 交換機	一千台	産業構造審議会及び中央環境審議会
十四 携帯電話用装置	一万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
十五 MCAシステム用通信装置	一千台	産業構造審議会及び中央環境審議会

十六	簡易無線用通信装置	一千台	産業構造審議会及び中央環境審議会
十七	アマチュア用無線機	一千台	産業構造審議会及び中央環境審議会
十八	ビデオカメラ	一万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
十九	ヘッドホンステレオ	一万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
二十	電気掃除機	一万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
二十一	電気かみそり	一万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
二十二	電気歯ブラシ	一万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
二十三	非常用照明器具	一万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
二十四	血圧計	一万台	薬事・食品衛生審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会
二十五	医薬品注入器	一千台	薬事・食品衛生審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会
二十六	電気マッサージ器	一万台	薬事・食品衛生審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会
二十七	家庭用電気治療器	一万台	薬事・食品衛生審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会
二十八	電気気泡発生器	一万台	薬事・食品衛生審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会
二十九	電動式がん具	一万台	産業構造審議会及び中央環境審議会